野外焼却は禁止されています

野外焼却は、廃棄物の処理および清掃に関する法律や県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例において、次の例外規定を除き禁止されています。

例外で認められている焼却

①法令に基づく焼却（伝染病家畜、松くい虫被害伐採木などの焼却）
②風俗慣習上の行事のための焼却（火祭り、どんと焼きなど）
③農林漁業のためのやむを得ない焼却（草や木の葉、枝やもみがら、わらなどの焼却）
④学校教育などのための焼却（キャンプファイヤーなど）
⑤落ち葉の焼却その他の一過性の軽微な焼却（落ち葉、一時的に出される少量の剪定枝、空き地の刈り取った草木の焼却）

※ ①～⑤であっても廃プラスチック類やゴムくず、廃油や皮革の焼却は認められていません。

しかし、野外焼却禁止の例外規定とされる行為であっても、焼却による煙や臭いで苦情が寄せられる場合があります。その場合には、野外焼却行為者へ、配慮をお願いしたり、指導する場合があります。

やむを得ず、例外規定とされる野外焼却を行う場合には、周辺住民へ迷惑がかからないようご配慮をお願いします。

■問い合わせ先
町民福祉課　☎46－5562

黄金メロンを作ってみませんか？

町の特産品として期待される黄金メロン。その需要は年々高まっています。

黄金メロン研究会では、新たな会員を募集し、生産量の拡大を図るため、黄金メロンの栽培に興味のある人を対象に栽培講習会を開催します。どうぞご参加ください。

■日時…5月～9月の栽培期間
■場所…町内農地
■対象者…町内に居住または町内に農地を有し、黄金メロンの栽培に興味のある人
■内容…栽培期間中に数回、講習会を開催します
■問い合わせ先
農林振興課　☎46－5564
黄金メロン研究会　高橋
☎080－6020－3063

園芸作物の生産を応援します

町内の園芸作物の品質や生産向上を図り、28年度開業予定の道の駅や直売所で、平泉産野菜などの積極的な販売を促進するため、ビニールハウスの整備に対し、次のとおり補助しますので、ぜひご活用ください。

■補助の対象者…町内に居住し、自ら生産した園芸作物を町内の直売所などで販売しようとする人
■補助の要件…ビニールハウスを利用した農作物の栽培・出荷計画書（5年間）を提出すること。
■補助の内容
▽園芸用ビニールハウスを新設する場合
整備費の3分の2を補助（上限25万円）
▽既設ビニールハウスのビニールを張り替えする場合
整備費の3分の2を補助（上限5万円）
■申込期限…12月28日（月）まで
■申し込み・問い合わせ先
農林振興課　☎46－5564

「平泉農業女子プロジェクト」参加者募集！

農業や郷土料理作りを体験しながら、平泉の「農と食」について学び、「世界遺産・平泉」を魅力とした地元農産物による商品を一緒に作りませんか？みなさんの参加をお待ちしています。

■募集対象者
町内に居住する20代から40代の女性で、農業に興味のある人
■事業内容
農業体験、郷土料理作り、商品開発など
■申し込み・問い合わせ先
農林振興課　☎46－5564

春の農作業安全月間

4月15日から6月15日は、春の農作業安全月間です。

農作業が忙しくなるこれからの時期は、農作業事故が起こりやすくなります。急な作業開始は、思わぬ農機具事故につながります。

ゆとりの心を持って、あわてず計画的に作業をしましょう。

▽農業機械の始業前点検など基本動作の励行
▽相手から見えやすい夜光反射材などの装着
▽農作業者だけではなく、家庭や地域での事故防止意識の醸成

■問い合わせ先
農林振興課　☎46－5564

「子どもの集い」を開催します

27年度児童福祉週間の一環として「子どもの集い」を開催します。皆さんの参加をお待ちしています。

■日時
5月8日（金）　10時～11時
■場所
長島球場　（※雨天の場合は長島体育館、長島公民館）
■内容
体操、かけっこ、本の読み聞かせなど
■問い合わせ先
町民福祉課　☎46－5562
子育て支援センター　☎46－2767

26年度「子どもの集い」の様子

住民票の内容確認をお願いします

住民票の正確性を保つため、内容を確認する調査票を全世帯に送付します。

■調査内容
▽住所▽世帯全員の氏名（ふりがな）▽生年月日▽性別▽世帯主との続柄▽本籍および筆頭者（外国籍の人は、国籍・地域・在留資格など）
■調査票の送付日…5月下旬予定
■手続き
内容に誤りがある場合は、訂正の上、同封の返信用封筒で返送してください。
※ **内容に誤りがない場合は返送不要です。**
■問い合わせ先
町民福祉課　☎46－5562

第17回岩手県障がい者スポーツ大会参加選手募集

保健センター窓口に専用の申込用紙があります。詳細については、お問い合わせください。

■申込期限…5月12日（火）
■申し込み・問い合わせ先
保健センター　☎46－5571

永住者の皆さま　手続きはお早めに！

現在お持ちの外国人登録証明書は、「次回確認（切替）期間」の記載にかかわらず、以下の日までに、在留カードに切り替える必要があります。

■平成24年7月9日時点で16歳以上であった人
▷平成27年7月8日まで
■平成24年7月9日時点で16歳未満であった人
○平成27年7月8日までに16歳の誕生日が到来する人
▷16歳の誕生日まで
○平成27年7月9日以降に16歳の誕生日が到来する人
▷平成27年7月8日まで

27年7月8日の直前の時期は、窓口が大変込み合うことが予想されます。

外国人登録証明書から在留カードへの切り替えの申請は、今からでも行うことができます。（※24年7月9日に16歳未満であった人で、16歳の誕生日が切り替えの期限となる人は、16歳の誕生日の6カ月前から16歳の誕生日までに「有効期間の更新申請」を行ってください。）

申請の場所は、最寄りの地方入国管理局もしくは同支局またはこれらの出張所です（空港支局や空港出張所を除きます。）。

■入国管理局ホームページでのご案内
http://www.immi-moj.go.jp/keiziban/pdf/kirikaenoosirase.pdf
■問い合わせ先
外国人在留総合インフォメーションセンター
☎0570-013904
町民福祉課　☎46-5562

山でクマに出合わないために

春は、クマが冬眠から目覚め、食べ物を求めて活発に行動します。山に入る予定の人は、次のことにご注意ください。

▷グループでの行動を基本とし、クマの活動が活発になる朝夕は山中に入らない
▷鈴、笛、ラジオなど音の出るものを携帯し、クマに自分の存在を知らせる
▷子グマを見かけたら近くに母グマもいる可能性が高いため、そっと立ち去る
▷山菜取りは、クマの足跡や糞など周囲を確認しながら、節度をもって行う
▷クマに出合ってしまった場合は、あわてず騒がずクマの動きを見ながらゆっくり後退する

なおクマを目撃した場合は、直ちに役場まで連絡してください。

■問い合わせ先
農林振興課　☎46-5564